

増設する固体廃棄物貯蔵所の概要

☆固体廃棄物と固体廃棄物貯蔵所とは

原子力発電所の建物（放射線の管理区域）の中で発生した廃棄物は、放射性廃棄物として管理・処分されることとなっており、定期検査等で発生する布・紙・ゴム手袋・保温材などは低レベルの放射性固体廃棄物として管理・処分されることとなります。

この低レベルの放射性固体廃棄物をドラム缶等に詰めて保管する建物を「固体廃棄物貯蔵所」といい、建物は、壁・天井をコンクリート造としており、外部への放射線の影響を抑えるようになっています。

既設の固体廃棄物貯蔵所は発電所の敷地内に設置され、現在も、ドラム缶6,696本（平成22年3月末現在）が保管されています。

☆固体廃棄物貯蔵所を増設する理由

ドラム缶の保管量は年間平均で約1,400本ずつ増加していますが、既設の固体廃棄物貯蔵所の保管容量（9,000本）を踏まえると、平成24年度にはこの保管容量に達すると予測されることから、この度、東北電力において、既設の固体廃棄物貯蔵所とほぼ同様の建物を隣接して増設することとし、村に対し安全協定に基づき事前了解の申し入れがあったものです。

	既設の固体廃棄物貯蔵所	増設する固体廃棄物貯蔵所
主要構造	鉄筋コンクリート造地上1階建	鉄筋コンクリート造地上1階建
建築面積	約3,000㎡	約3,200㎡
保管容量	約9,000本 (200ℓドラム缶)相当	約9,000本 (200ℓドラム缶)相当

☆今後の予定

・着工予定 平成23年7月 ・竣工予定 平成24年9月

